「引き下げには憤りしかない。（自民党）政治家は『裏金』を訪問介護に出してほしい」。今年廃止した静岡県内の訪問介護事業所の女性は憤ります。「赤字の訪問介護事業所が3年連続で4割を占める」ことが本紙入手の厚生労働省資料で明らかになり、訪問介護の基本報酬引き下げの道理のなさが浮き彫りになっています。ところが岸田自公政権は引き下げを強行する構え。ホームヘルパーの離職や事業所の休・廃止が加速し、在宅介護の崩壊が進行しています。　（内藤真己子）

訪問介護報酬下げ撤回を

赤字続きなのに　人材確保できない

利用者の自宅で血圧を計るホームヘルパー＝長野県下諏訪町（提供写真）

政府は3年に1度の介護報酬改定を4月から実施します（一部は6月）。訪問介護基本報酬の2～3%引き下げを含む改定内容を今週中にも告示します。

「この仕事は嫌いじゃないが辞めたい」と20代後半の介護福祉士が申し出てきた。まさか彼が…」。地方都市の老舗訪問介護事業所の所長は肩を落とします。「賃上げのご時世に訪問介護は基本報酬引き下げ。業界に将来がないと思わせるに十分なメッセージだった。一番恐れていたことが起きた」。ヘルパーの移動距離が長く事業効率が悪い地方を中心に改定を待たず廃止する事業所が増えています。

引き下げに「やっぱりそうかと思った」と言うのは1月に廃止した東京都多摩地区の事業所代表です。「募集してもヘルパーは来ない。主力が70代と高齢化し、1日に何件も身体介護で回れる人が減って経営は悪化した。周辺事業所はどこも赤字」ともらします。

赤字4割3年

全国に約3万5000カ所ある訪問介護事業所の4割（1万4000事業所）が赤字の状態が2020年度以降3年連続していたことが厚労省資料で明らかになっています。同事業所の倒産は、昨年67件と過去最高を更新。その周辺におびただしい数の休・廃止事業所があるとみられます。報酬の引き下げが強行されれば、赤字事業所の拡大は必至です。

長野県下諏訪町の諏訪共立ヘルパーステーションは9人（正規3人、非正規6人）のヘルパーで月1200回から1300回の訪問介護を提供しています。長年赤字でしたが昨年秋から処遇改善加算の最上位を取得し月1・5%程度の黒字が出た矢先でした。所長の小松緑さんは「この程度の黒字も許してもらえないのか、私たちはエッセンシャルワーカーではなかったのか、と怒りを超えて悲しくなる」と訴えます。

処遇改善加算率が上がっても、基本報酬引き下げの影響の方が大きく0・7%の減収となり、再び赤字に転落する可能性があります。昨年は町内の訪問介護事業所が2カ所閉鎖しました。「地域に訪問介護がなくなれば高齢者が住み慣れた自宅で暮らせなくなる。引き下げは絶対にやめてほしい」と切望します。

東京都東部や埼玉県南部などで傘下に14カ所の訪問介護事業所がある、すこやか福祉会（本部・東京都葛飾区）も、ほぼ全ての事業所で処遇改善加算の最上位を取得しています。現在は14事業所のうち半数が赤字の状況ですが、報酬改定で加算率が上がっても、基本報酬引き下げの影響をもろにうけ、試算では年間約1300万円減収になるといいます。

同法人東部エリアマネジャーの中野一仁さんは「減収を避けるには、介護福祉士が職員の3割以上などが要件の『特定事業所加算』の最上位をめざすしかありません」と言います。「しかし加算をとると利用料は2割増となりサービスを減らす人も出るでしょう。利用限度額を超え自費が出る利用者さんもいる。『生産性向上』も要件に加わりました。簡単に取得できません。打つ手がない」

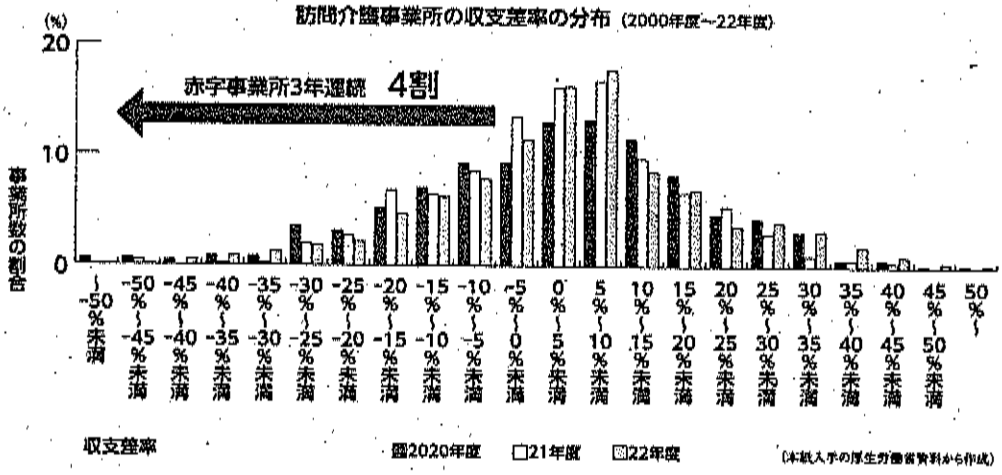

訪問介護事業所の収支差率の分布（2000年度～22年度）

（本紙入手の厚生労働省資料から作成）

8割人手不足

武見敬三厚労相は、国会答弁で訪問介護事業所の4割が赤字と認めました。一方で、基本報酬を引き下げても処遇改善加算率の引き上げなどがあり「訪問介護は全体としてプラス改定」と強弁しています。しかし根拠はあいまいです。厚労省老健局は処遇改善加算をまったくとっていない約3000事業所の加算取得を促進し、すでに取得している事業所には上位加算取得を促すとします。ところが取得目標値を決めていないと言います。「プラス改定」というなら加算も含め何%プラスなのかただしても、答えられません。マイナス改定は否めません。

すでにホームヘルパーの有効求人倍率は22年度で15・5倍、8割の事業所が人手不足を訴えています。「要介護認定が出ても新規利用者が訪問介護を利用できるまで1カ月近くかかる」など要介護者の介護サービス利用に影を落としています。

千葉県船橋市の居宅介護支援事業所「ケアプラン八木が谷」の加藤大輔所長は嘆きます。「去年は近隣のヘルパー事業所2カ所が休・廃止になりました。ヘルパーが足りず、ケアプランはヘルパーが空いている時間に合わせて組みます。そのため利用者の食事の時間が遅くなったり早くなったりすることが常態化しています」

深刻なのは土・日です。「土・日のヘルパー派遣はかなり厳しいです。家族が土・日に介護できなければ要介護1、2の軽度でも有料ホームに入る方もいます。月20万円はかかります。払えない方は土・日の介護サービスはなく、毎日の服薬管理が必要なのにできていない場合もある」と深刻さを告発します。

「在宅放置」に

引き下げ撤回を求める声は高まっています。8日、緊急開催された院内オンライン集会には女性や障害者の団体、介護事業者ら1000人以上が参加。「保険契約違反になる」（上野千鶴子認定NPO法人ウィメンズアクションネットワーク理事長）と抗議しました。

千葉勤労者福祉会（千葉市）の西間めぐみ介護部長は次のように語ります。「2015年に介護報酬が4・5%近く引き下げられ、訪問介護事業所の赤字や倒産が激増しました。その影響が残っているところへ今度はコロナ禍となり事業所は疲弊しています。今回、基本報酬が引き下げられれば小規模・零細事業所は廃止・倒産に追い込まれます。赤字を防ぐため事業所が処遇改善加算、特定事業所加算を取得すると利用料が1、2割値上げになる。それを払える人は訪問介護が利用できるが払えなければ『在宅放置』。事業所と利用者に分断と格差を持ち込む改定です。最後まで撤回を求めていきたい」